

令和 3 年度 実施方針の策定の見通しの公表について（令和 3 年 5 月 31 日現在）

名 古 屋 市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 15 条、および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部署
名古屋国際会議場整備運営事業	契約の日から 令和 28 年 3 月	名古屋国際会議場の既存施設の大規模改修及び新設施設の整備に係る設計、建設並びに同施設の維持管理運営を行う。	名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号	<u>令和 3 年 6 月</u>	観光文化交流局観光交流部M I C E 推進室 電話：052-972-3169

※ 令和 3 年 4 月 1 日に公表した事項から変更した事項は、下線を付した事項です。